

令和 5 年 1 月 6 日

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

委員長 磯部 光章 殿

脳死判定目的の転院搬送に関する作業班

班長 坂本哲也

脳死判定目的の転院搬送に関する作業班の検討結果について

令和 3 年 12 月 23 日に開催されました、第 58 回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会におきまして、脳死判定・脳死下臓器提供を目的とした患者の転院搬送（以下単に「転院搬送」という。）に関する運用を進めるに当たっては、脳死判定目的の転院搬送に関する作業班（以下「当作業班」という。）において、各学会の意見を踏まえた課題の検討とそれに対する対策について十分な議論を行うべきとされました。それを踏まえ、令和 4 年 2 月 14 日、3 月 24 日及び 4 月 25 日に当作業班において検討を行いましたので、検討結果を報告いたします。

1. 転院搬送を行う前提条件に関する検討結果について

- 脳死下での臓器提供は、生前に可能な限りの高度な救急医療等を受けたにもかかわらず不幸にして脳死となった方について、確実に脳死と判定された場合に行われる必要があるという従来からの基本的な考え方に則り、転院搬送元も転院搬送先も 5 類型施設に限ることとする。
- 脳死下臓器提供希望者が発生した 5 類型施設で脳死判定等が実施できない場合があるという現状に対しては、まずは、厚生労働省等において実施している、脳死下臓器提供の体制の拡充及び法的脳死判定等に必要な人材の派遣等の施策の継続が重要である。
- その上で、当該施設が脳死判定・脳死下臓器提供を行うことができないやむを得ない事情がある場合に限り、転院搬送を検討することとする。なお、患者の救命を目的として高次の医療を受けるため、5 類型施設でない施設から 5 類型施設へ患者を搬送することについては、今回の議論による取扱いの変更はない。

2. 転院搬送における留意点に関する検討結果について

(1) 患者状態について

- ・ 「脳死とされうる状態」の診断又は「終末期」の判断について、搬送元及び搬送先施設スタッフの間で共通認識が持たれており、搬送元施設において、脳死とされうる状態の診断がなされていること。
- ・ 当該患者の全身状態については、別添1「転送が可能な状態か否か、可否の判定基準」に基づいて、転院搬送が可能であるか搬送元及び搬送先施設スタッフで判断すること。

(2) 同意取得について

- ・ 本人又は家族の臓器提供の意思の確認が必須であり、同意取得に際しての説明には、搬送中の危険性（急変の可能性とその対応）があること、法的脳死判定の項目を満たさない等の医学的理由等により搬送後に臓器提供が行えない可能性や心停止後臓器提供へ移行する可能性があること、搬送先スタッフに引き継いだ時点で主治医が交替となることについての内容を含む必要がある。それらを踏まえたうえで、説明同意書については、参考資料2「脳死判定目的の転送に関する説明書・同意書」を参考とし、各連携体制の中で作成することが求められる。
- ・ 転院搬送における関係者の関わり方については、参考資料3「連携フロー」に則って、各連携体制の中で事前に策定することが求められる。

(3) 搬送体制について

- ・ 搬送元施設と搬送先施設との間において、連携体制を構築した施設間でのみの搬送とするため事前の体制構築が必要であり、各連携体制において地域の実情に合わせた転院搬送に関するマニュアルの作成や、事前のシミュレーションを実施することが求められる。
- ・ 安全な転院搬送を担保するため、参考資料4「集中治療を要する重症患者の搬送に係る指針」に準拠した体制を構築することが求められる。
- ・ 脳死下臓器提供に際して分配される費用（脳死臓器提供管理料及び各臓器採取術）について、転院搬送を行った場合における搬送元施設と搬送先施設との間での当該費用の分配は、連携体制の枠組みや、学会での議論に基づく民—民の契約に準ずること。